

八代市立郡築小学校いじめ防止基本方針 (改訂版)

作成 H29. 2. 1

改訂 R5. 4. 8

1 はじめに

現在の社会状況から、いじめほどの児童にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こすことを、社会全体が認識しておかなければならない。このことは、郡築小学校でも同じである。

本校ではいじめで苦しむ児童を一人も出さない、また他人の心を思いやることの出来る児童を家庭・地域と一体となって育てるという強い決意のもと、「郡築小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止のための基本的な方針」及び、「熊本県いじめ防止基本方針」並びに「八代市いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校でのいじめ防止の推進を効果的に行うためのものである。

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条から)

「いじめ」とは

当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える言動であり、その言動を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものである(以下の言動や場合を含む)。

- ※ 明確な暴力を伴わない行為
- ※ インターネット、SNS等を通じて行われる言動
- ※ 単なるけんかや一緒に遊んでいるように見えるが、その中にいじめの要素が含まれる言動
- ※ 好意から行った言動が、相手の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまう場合
- ※ いじめを受けた児童等が、現状では心身の苦痛を感じていない場合
- ※ いじめによる心身の苦痛を、児童等が訴えることができない場合

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

「いじめ」は

- いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害する。
- 心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。
- 場合によっては、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうる。」

- 「無関係な学校・学級・教職員・児童・家庭はない」という基本認識に立つ。
- すべての児童が安全・安心な学校生活の中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人が自立し、個性や能力を十分に伸張できるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを認めた場合に適切かつ迅速に対処するため、本校の「いじめ防止基本方針」を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のために

【教職員は】

- ① いじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、
- ② 「1 いじめの定義」に示した様々な態様のいじめを鋭く見抜き、いじめ防止の具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。
- ③ そのために、資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

【保護者との協力】

- ① 保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。
- ② そのために、保護者に対して以下の働きかけを行う。
 - ・ いじめ防止の重要性について理解を深め、協力求める。
 - ・ インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにするために必要な情報の提供や、研修へ参加の呼びかけを行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめの防止には、すべての児童等を対象にした未然防止の取組が最も有効である。

そのためには、一人一人の自尊感情や自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) わかる授業づくり 「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- 基礎的・基本的事項の徹底・習得
- 自分の考えを自分の言葉で発表し合える力の涵養と場面設定（言語活動の充実）
- 本校学習スタイルによる学び合い、高め合う授業展開

(2) 学習規律の徹底

- 自他の学習する権利を保障し、学ぶ力を高める

(3) 学級・学校等の集団づくり・心の居場所づくりに向けた取組

「心の居場所づくり推進テーブル」に添った児童にとって「心の居場所」となる魅力ある学級・学校づくり

- 話し合い活動、学級会活動の充実

- 一人一人の居場所づくり、絆づくり

子どもの居場所づくり推進テーブル	
※ 学校の取組を以下の4つの視点から、再度、点検しましょう。	
視点1 児童生徒同士のつながり (「子ども」と「子ども」)	キーワード「人間関係」
視点2 教職員と児童生徒のつながり (「先生」と「子ども」)	キーワード「信頼関係」
視点3 組織体としての教職員同士のつながり (「先生」と「先生」)	キーワード「一致団結」
視点4 学校と家庭、地域・関係機関のつながり (「学校」と「家庭、地域・関係機関」)	キーワード「連携・協働」

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

- 地域社会の環境(農業)を活かした豊かな体験活動の設定
- 幼保小中連携による体系的・計画的な実施

(5) 児童会活動の充実

- 学校行事への主体的な参加
- 委員会活動の充実
- 「心の絆を深める月間」等における集会活動の実施
- 小中一貫・連携教育による積極的な周知と実施

(6) 人権学習、道徳教育の推進

- 一人一人のよさと違いを認め合える学習
- 「いじめ」の本質や構造の理解
- 人として大切にすべきことの理解と実践
- 「命を大切に作る心を育む指導プログラム」の活用
- 法やルールを守る心や自他のプライバシーを大切に作る心を育てる教育

(※) 生徒指導充実月間の取組

次項から「いじめの早期発見の取組」「発見したいじめへの組織的対応」について、特に意識して取り組むと共に、その実践を踏まえた取組内容、組織、手順(マニュアル)等の見直しを適時行う。

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。

そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、変化=いじめの芽を見抜く力を養うことが重要である。

併せて定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

また、保護者や地域ともこの基本方針についての共通理解を図り、情報提供を求める。

(1) 日々の観察(朝・帰りの会や授業中などの観察)

- 健康観察時の声・表情・内容、その後の様子
- 保健室等、学級以外の場での様子
- 学習中および休み時間等の表情・態度・行動。特定の児童等に対する他の児童等の表情・態度・行動

(2) 個人面談の実施(窓口:各担任、養護教諭、管理職)

- 各学期に1回程度の教育相談週間を設定(6月、11月、1月)

(3) いじめに係るアンケート(心のアンケートを含む)の定期的実施と周知

- 各学期1回実施(5月、11月、1月)

(4) 保健室等の悩みを持つ子の受け入れ体制整備

- 児童が本音を語る場、緊急避難の場、心を立て直す場およびその相手として位置づける。
- 全職員が上記を認識し、緊急避難若しくは静養中の児童を見守るようにする。

(5) 校内相談(窓口:管理職、養護教諭)

- 児童等が気軽に相談や報告のできる機会と相手を位置づけ、周知する。
この相手=窓口は、児童との信頼関係を深めるよう心がける。

(6) 電話相談(窓口は同上)

- 児童のみならず、保護者、地域にも、児童等について気になる事柄についての報告を求め、協力して解決を図る。このことについて、保護者、地域への周知を図る。
窓口は、(5)と同様とするが、各担任や部活動関係者への報告については、窓口となる職員に逐次報告を義務づける。

(7) SC・SSWの効果的活用

いじめの背景にあるストレス要因を取り除くために、効果的にSC・SSWを活用する。

6 発見したいじめへの組織的な対応

【いじめの疑いがある行為を発見した場合は】

校長のリーダーシップのもと、「情報集約担当者」が中心となり、

- 事実関係の把握、
 - 被害児童のケア、
 - 加害児童の指導、
- など、確実な問題解消までの関わりを行う。
また、その後も目配り気配りを怠らない。

【いじめが犯罪行為あるいは重大事態へ繋がるものと認められる場合は】

- 教育委員会と連携を図り、警察署と相談して対処する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

【いじめが解消したと判断する要件】

- 被害者がいじめによる苦痛を感じていないこと
- いじめに係る行為が3ヶ月以上行われていないこと

上記のことを慎重に確認するとともに、継続して状況を注視し、必要に応じて迅速且つ適切に対応する。

(1) いじめ問題の対処の流れ ※別紙「いじめ対応マニュアル」参照

(2) いじめ対応の留意点

- ① 発見した場合、まず、被害児童の安全を確保した上で、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合、
 - ア 「いじめ・不登校等対策委員会」の招集
 - イ 「情報集約担当者」を中心とした適切な役割分担
 - ウ 被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り
 - エ その後の対応方針の決定
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やコーディネーター、スクールカウンセラー、その他専門的知識を有する者と連携して対応を図る。
- ④ いじめを確認した場合は、校長の判断のもと、以下の対応を行う。
 - ア 被害・加害児童の保護者に事実関係を伝える。
 - イ 保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。
 - ウ 事実確認により判明したその後の情報についても適切に提供する。
 - エ 周囲の児童等に対しては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の人権に配慮した上(氏名公表を避ける、いじめの具体的内容を伏せる等)で、「いじめ」行為の悪質さ、重大さに関する指導を行う。
※ 但し、上記配慮に関してはいじめ事象の重大さや、本人及び保護者の意向を考慮した上で、公表する等別の対応を取ることもあり得る。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときはいじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
※ いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等
- ⑥ 校長は、児童等がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、当該児童に対して適切な懲戒を加える。
これら、いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ⑦ 校長は、いじめが解消したと判断する以下の要件について関係者と確認を慎重に進め、いじめの解消の判断を行う。
 - 被害者がいじめによる苦痛を感じていないこと
 - いじめに係る行為が3ヶ月以上行われていないこと

(3) 重大事態への対処

- 「重大事態」とは
 - ア 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・ 自死の企画
 - ・ 重大な障害
 - ・ 金品等の重大な被害
 - ・ 精神性の疾患発症 など
 - イ 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - ・ 年間30日を目安
 - ・ 一定期間の連続欠席
- 対処
 - ① 校長は、教育委員会に重大事態についての報告を行う。
 - ② 校長は、職員に命じ、次項に示す「いじめ・不登校等対策委員会」を招集し、次の取組を指示する。
 - ア 事実関係の把握……聞き取りや緊急アンケート
 - イ いじめを受けた児童等および保護者への情報の適切な提供
 - ウ アを踏まえた必要な措置の実施
 - ・ いじめられた児童等および保護者へのケア
 - ・ いじめた児童等へのいじめられた児童の安全確保のための措置
 - ・ いじめた児童等および周囲の児童への指導の強化
 - ・ 本校版「いじめ防止基本方針」の修正等

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置し、定期的（月1回）に基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証を行う。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、情報集約担当（生徒指導主任）、教育相談担当、養護教諭、学年主任、その他関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、担任等）

<校外構成員>

SSW、SC、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等、PTA役員、学校評議員、総社教、青少年指導員、七中校区学校・園支援協議会員